

屋外広告物 点検業務

屋外広告物条例ガイドライン(案)の一部改正による点検業務のあり方について

[平成 29 年 4 月 28 日]

近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、こうした屋外広告物が落下する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められています。

このような状況を踏まえ、国土交通省で、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、屋外広告物条例ガイドライン（案）が改正されました。

改正のポイント

- （１）屋外広告物の所有者又は占有者は、当該屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明記。
- （２）屋外広告物の所有者又は占有者は、屋外広告士など専門的知識を有する者に、当該屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加。
- （３）屋外広告物の所有者又は占有者は、許可の更新等の申請を行う場合に、（２）の点検結果を都道府県知事に提出しなければならない旨の規定を追加。

点検の流れ

・点検の受託



・資料チェック、点検計画書作成

↓ ※目視点検／標準点検／詳細点検の確認 ※高所作業車、足場の必要性

・料金の提示(見積書)～契約

↓ ※基本料金の提案、契約書の作成

・点検実施

↓ ※安全対策 ※ガイドブックによる点検ポイントの確認

・各所の評価

↓ ※4段階評価

・報告書作成～診断結果報告 → 自治体へ提出

※説明・対策についての協議

点検ポイント

目視点検……遠望目視のことを言う。 【設置後 1～2 年程度】

標準点検……近接目視ことを言い、点検作業員自身の目で概ね対象物の 60 cm以内に近づいて状態を確認する。 【設置後 3 年以上】

詳細点検……目視点検では確認が難しい箇所や状態に対し、専門機材を用いて数値で確認したり、看板に開口を設ける等で隠蔽部の確認をする。 【設置後 10 年以上】

費用 (基本料金)

・自治体提出用 申請書作成費 5,000 円 ※管理者が必要な場合は記載すること。

・点検費(報告書作成含む) 10,000 円(目視点検のみ)～50,000 円(詳細点検)程度

※高所作業車使用の場合は別途料金がかかります。

※資格者の確認押印が必要。